

## 県民の皆様へのお願い（令和2年12月14日）

大阪府が府民に向けて要請している不要不急の外出自粛は、12月29日まで延長されることになりました。

この状況を踏まえ、県民の皆様におかれましては、12月29日までは、できる限り、大阪府への不要不急の外出は控えていただきますよう改めてお願いいたします。

- ・ できる限り、大阪府への不要不急の外出は控えるようお願いします  
※期間：大阪府が府民へ不要不急の外出の自粛を要請している期間  
（令和2年12月4日～29日）  
※通勤や通学などで出かける場合は、基本的な感染症対策を徹底してください
- ・ 感染が拡大している地域から、帰省等される方は、高齢者等へ感染させないような行動をお願いします

下記10箇条についても、引き続き御留意いただきますようお願いいたします。

- ・ 特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない
- ・ 遅くまで集団で会食・宿泊をしない  
◇ ◇
- ・ 高齢者は、カラオケ、ダンスなどの大規模な催しへの参加を控える
- ・ 医療、福祉施設の職員は家族以外との会食を控える  
◇ ◇
- ・ 症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- ・ 事業所では発熱チェック
- ・ 病院、福祉施設サービスは特に注意  
◇ ◇
- ・ 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守  
◇ ◇
- ・ 濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- ・ 医療機関は、まずコロナを疑う

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部  
（危機管理局危機管理・消防課 073-441-2273）

小川・撫養（むや）  
（内線 2273）